

山下江法律事務所
実務に役立つ
企業法務の基礎

第69回

マイナンバー制度(4)

これまで3回にわたり、マイナンバー制度について説明してきました。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で個人情報を活用するためのものであると説明しましたが、今年9月に、改正マイナンバー法が成立し、預貯金口座や医療等の分野にもマイナンバーが利用されることになったほか、個人情報保護法も改正されました。

そこで、今回は改正マイナンバー法の内容を中心に説明します。

預貯金口座へのマイナンバー利用(登録)

今回のマイナンバー法改正により、ペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用が可能となりました。

これにより、国民の資産を正確に把握でき、脱税や生活保護・年金などの不正受給を防ぐことができるとしています。

預貯金口座へのマイナンバーの利用(登録)は平成30年から予定です。当初は預金者の任意(自由)ですが、政府は、平成33年以降、義務化することを目指しているようです。

医療等の分野におけるマイナンバーの利用範囲の拡充等

今回のマイナンバー法改正により、健康保険組合などが行う被保険者の特定健診(メタボ健診)の情報管理等に、マイナンバーを利用することが可能になりました。

また、予防接種履歴についても、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となりました。これにより、転居者等の特定健診に関する情報や予防接種履

歴を異動先に円滑に引き継ぐことができ、効果的な保険事業の推進、予防接種の有効性・安全性の確保が可能になるとされました。

個人情報保護法の改正

マイナンバー法の改正と合わせて、個人情報保護法も改正され、個人情報の保護と有用性の確保が図られました。

今回の主な改正点は以下の通りです。

①個人情報の定義の明確化

②匿名加工情報(特定の個人を識別することができないよう

に加工した情報で、個人情報を復元できないようにしたも

の)の加工方法や取り扱い等に関する規定の整備

③トレーサビリティ(追跡可能

性)の確保や個人情報データ

ベース提供罪の新設

④個人情報保護委員会の新設

個人情報保護委員会は、現行の特定個人情報保護委員会を改組して設置される委員会で、個人情報の取り扱いの監視・監督権限を有する第三者機関です。

個人情報保護委員会は、マイナンバーに関する事務は引き続き実施しつつ、新たに個人情報の適正な取り扱いの確保にあります。

なお、今回の法改正に対しても、個人情報保護法も改正され、個人情報の保護と有用性の不安や、国や企業から個人情報が流出するリスクが高まるとの指摘がなされています。

企業としても、マイナンバーや個人情報の取り扱いには十分留意する必要があります。



田中伸山
弁護士
下江法律事務所
副所長。

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務=顧問契約をお勧めします
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office
広島弁護士会所属

□契約書チェック □債権回収 □労務問題など

企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com

山下江 検索

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！

◆債務整理、交通事故：着手金￥0-



予約電話受付
平日 9~19時
土曜 10~17時



相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09